

看護闘争ニュース

NO. 121

2007年11月22日

日本医労連 11.8 対政府中央行動

300 名が政府交渉・国会議員要請・厚労省前座い込み・機構前行動

日本医労連は11月8日、国会周辺で「医師・看護師等の大幅増員実現、ストップ医療崩壊、07年秋闘争、医療・福祉・介護労働者の生活を守る11・8対政府中央行動」を展開し、7全国組合・44都道府県医労連、中央執行委員、本部より約300名が参加しました。

星稜会館で意思統一集会、平行して厚生労働省前行動を展開。厚生労働省の4グループ（①医療・年金・介護、②看護師増員・看護制度・医療安全、③医療提供体制・公的医療・医師不足、④労働基準・最低賃金・派遣・労働安全衛生）、文部科学省、財務省と交渉、独立行政法人国立病院機構前行動、国会議員要請行動に分かれて行動を行いました。

国会議員要請では、92名の組合員が、267名の国会議員を訪問し、7月の医師・看護師増員の請願採択を受け、法改正や08年度予算確保にむけて、協力の要請をおこない、当日だけで15名の賛同が得られました。

厚生労働省交渉（看護師増員、看護制度、医療の安全の課題等）

確保法改正を最優先課題に 2年課程通信制の内容改善を

医政局看護課・総務課・医療安全推進室、医薬食品局から5名が対応し、交渉団は大村副委員長、小池・中島・井上中央執行委員はじめ24名が参加しました。

◇「看護職員確保法・基本指針」については、「第6次需給見直しでも、策定方針であるべき勤務条件等を目安として示してきた。現在、基礎教育のカリキュラム改正の準備もしているが、それらの状況をみながら検討する」「需給見直しは中期計画であり、すぐに改正するものではないが、状況を注視して対応したい」と、消極的な回答でした。交渉団は、職場・地域の深刻な実態などを訴え、「絶対数の不足は明らか。一刻の猶予もない緊急課題」「離職を防止して働き続ける職場をつくるため、夜勤等の労働条件の最低規制が必要」「確保法改正の国会決議を受けて、厚労省は至急対応すべき」と、厳しく追及しました。厚労省は、「看護師不足の認識は持っている」と絶対数の不足を認め、「確保法改正の必要性は認識している。指摘は持ち帰って検討し、後日返答する」と答弁しました。◇看護制度の課題ではまず、2年課程通信制を受講している



准看護師等から、働きながら学ぶことの大変さや国の支援策の不備、実習受け入れ施設の不足などを具体的に指摘し、「実態を調べ、支援策の強化と就業経験を考慮したカリキュラムの見直し、各県1校の学校設置を」と追及しました。修学資金については「2年課程通信制も対象」との答弁に、県によっては対象外となっている実態を示し、「通知を出して対象であることを徹底せよ」と求めました。厚労省は「持ち帰って担当者と相談し、回答する」と答弁しました。制度一本化の課題では、「関係団体の合意が得られていない」の答弁に、「いつまで同じ答弁を続けるのか。基礎教育のレベルアップをやるなら、その前提として准看護師養成を停止せよ」と厳しく追及し、看護制度一本化の早期実現を求めました。

◇医療安全対策では、第三者機関や産科の無過失保障制度の具体化の状況が報告されたのに対して、「第三者機関は中立性の観点から厚労省の外に設置を」「無過失保障制度は産科に限るな」と求めました。厚労省は「産科は手始めで、その状況もみながら検討していく。意見もいろいろ寄せられており、検討・具体化していきたい」と答弁しました。

医療職場の違反事業場率は81.5%

厚労省労働基準局定期監督等実施状況・法違反状況（平成18年）

定期監督等実施した施設数は、医療で1575施設、福祉職場で2818施設となっており、違反事業場率は医療81.5%、福祉78.5%と他産業に比較にならないほどの違反率となっています。

ともに違反の多い事項は「労働時間、割り増し賃金、就業規則、労働条件の明示、賃金台帳」の順になっています。

「見解」の主な骨子

1. 虐待ではなく、看護実践から得た経験知にもとづく看護ケアである。
当初、虐待事件のように報道されたが、現在、検察側、弁護士側の見解も、『虐待するつもりでも、ストレス解消でもなかった』という点で一致している。
2. 爪のケアの重要性和看護実践について
爪切りや足のマッサージなどは『フットケア』と呼び、高齢者看護領域では、ケアの向上と普及がすすんでいる。当該看護師の行為は、患者により良いケアを提供したいという専門職としての責任感に基づいた積極的な行為である。

日本看護協会

北九州市「認知症患者の爪はがし事件」に関する見解発表

平成19年6月下旬に、北九州八幡東病院で看護師（課長）が、入院患者の高齢者4人の爪をはがす虐待があったと報道され、その看護師は7月2日に「傷害」の容疑で逮捕、起訴されました。現在、当該看護師の身柄は拘束されたまま、9月10日に第1回公判前整理手続が開かれたところです。

日本看護協会は、この事件に関し、マスコミ報道をはじめ、当該看護師及び病院関係者からの直接的な情報収集、法律やフットケアの専門家等有識者からの情報収集を行い、それらの情報を総合的に分析・検討した結果、当該看護師の行為は虐待ではなく、自らの看護実践から得た経験知に基づく看護であると判断いたしました。

本会は、看護専門職能団体の社会的責務として、この事件が誤った方向で審理されないように裁判の行方を注意深く見守るとともに、国民と看護職に与えた衝撃の大きさに鑑み、本会の見解（別添参照）を表明いたします。